

石油パイプライン事業法

1. 案内情報

手続名	: 事業者法人の合併の認可
手続根拠	: ・ 石油パイプライン事業法第10条第2項 ・ 石油パイプライン事業法施行規則第8条
手続対象者	: 事業者法人の合併を行う者
提出時期	: -
提出方法	: 郵送または持参
手数料	: 無し
添付書類・部数	: ・ 合併を必要とする理由を記載した書類 ・ 合併に関する契約書の写し ・ 合併の条件に関する説明書 ・ 合併の日以後三年内の日を含む毎事業年度における事業収支見積書 ・ 当事者の一方が石油パイプライン事業者以外の会社である場合は、その者の定款、登記簿の抄本ならびに最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書 ・ 合併後存続する法人又は合併により設立する法人の定款及び役員となるべき者の履歴書
申請書様式	: 石油パイプライン合併許可申請書（詳細は提出先に問い合わせのこと）
記載要領・記載例	: 提出先に問い合わせのこと

2. 窓口情報

提出先	: 経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課、国土交通省総合政策局 貨物流通施設課、国土交通省道路局路政課、
受付時間	: 提出先に問い合わせのこと
相談窓口	: 上記提出先

3. 手続情報

審査基準	: 1) 申請の内容が基本計画に適合していること。 2) 事業用施設が、利用者がその事業を利用するために不適切なものでないこと。 3) 事業用施設を設置する道路その他の場所が道路事情、都市計画その他の土地の利用の状況に照らして適切なものであること。 4) 事業用施設の設置が、周辺の建物との保安距離、保安深度その他の保安措置の確保により災害の発生の防止が図られるものであること。 5) その事業を安全かつ的確に遂行するに足る能力を有するものであること。 6) その事業の計画の実施が確実であること。 7) その他その事業の開始が合理的かつ安全な石油の輸送を確保するため必要であるため必要であり、かつ、適切であること。 以上の規定を基として、 1)については、許可申請の内容に関し、(ア)発地点、着地点、主要経過地、(イ)完成の目標年度、(ウ)石油の種類、輸送量等の項目について基本計画に適合しているかどうか、 2)については、事業用施設の配置が、特定の利用者に対して著しく不利に配置されていないかどうか、 5)については、経理的基礎及び技術的能力が確実であると認められるかどうか、 7)については、事業の開始が安定的、効率的かつ安全な石油の輸送を確保するために必要であり、かつ、適切であると認められるかどうか、 等の点を勘案しつつ、同条について総合的に判断するものとする。
標準処理期間	: 1か月
不服申立方法	: 行政不服審査法の手続に基づき実施のこと